

# 暮らしとお金の 耳より情報誌

## 2020年冬号

SUパートナーズ税理士法人

神奈川県横浜市神奈川区金港町6-3横浜金港町ビル3階  
TEL：045-442-0851 / FAX：045-453-2851  
東京都港区赤坂2-23-1アークヒルズフロントタワー-RoP701  
TEL：03-6435-5255 / FAX：03-6435-5256

Topic

## 国外に財産をお持ちの方は、忘れず申告を

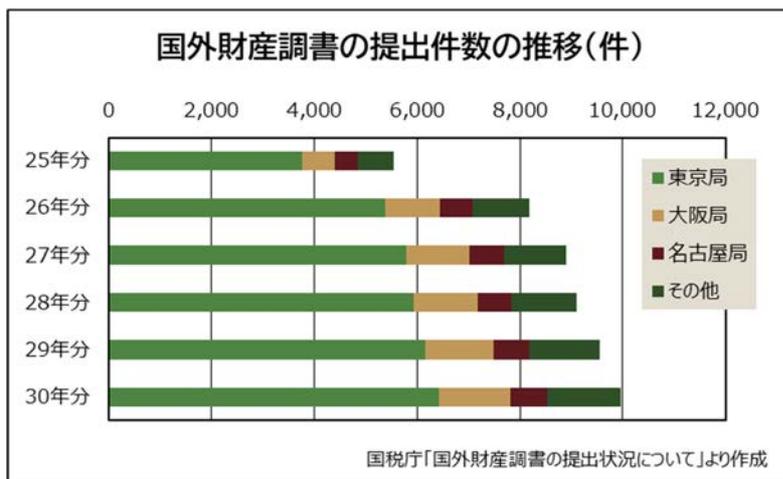
「国外財産調書の提出義務の確認書について」と題した書類が、国税局等から届いていませんか。一定の国外財産をお持ちの方は、毎年申告が必要です。今回は、この制度の概要と、提出状況を確認してみましょう。



### 令和2年分からは、罰則規定も強化

12月31日時点で5,000万円を超える国外財産を保有している日本の居住者は、所轄の税務署へ「国外財産調書」を提出しなければなりません。提出期限は翌年3月15日です。「国外財産調書」を提出しなかったり、記載が不十分であったりすると罰則が科される場合があります。

提出件数の最新情報は、国税庁による平成30年分の報告（令和2年1月発表）※です。30年分は9,961件で、29年分に比べ4.3%の増加となりました。国税局別では東京局が64.4%を占めています。グラフは、過去6年分の推移をまとめたものです。年々増加していることがうかがえます。



令和2年度税制改正で、国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の見直しが行われました。新たに国外財産を取得された方や、詳細をお知りになりたい方は、お気軽に当事務所にお問い合わせください。

※国税庁「平成30年分の国外財産調書の提出状況について」

<https://www.nta.go.jp/information/release/pdf/0020001-025.pdf>

## ～2020年冬号 目次～

国外に財産をお持ちの方は、忘れず申告を ..... 1  
会社で契約していた生命保険と弔慰金の税金 .... 2  
遺産分割協議中に相続人が他界。不動産登記はどうなる？ ..... 4

出資している会社保有の不動産は相続財産？ .... 6  
低栄養にならないバラエティにとんだ食生活を ... 8

## 会社で契約していた生命保険と弔慰金の税金

会社と本人それぞれが保険料を負担していた生命保険に係る死亡保険金や、会社から支給される弔慰金について、相続税ではどのように取り扱われるのかをみていきましょう。

### Question

夫が亡くなり、勤務先で夫が加入していた生命保険について、手続きの案内が届きました。

会社が保険料を負担する福利厚生契約に、夫本人が任意で上乗せをして、給与天引きで保険料を支払っていたようです。

#### ◎契約形態

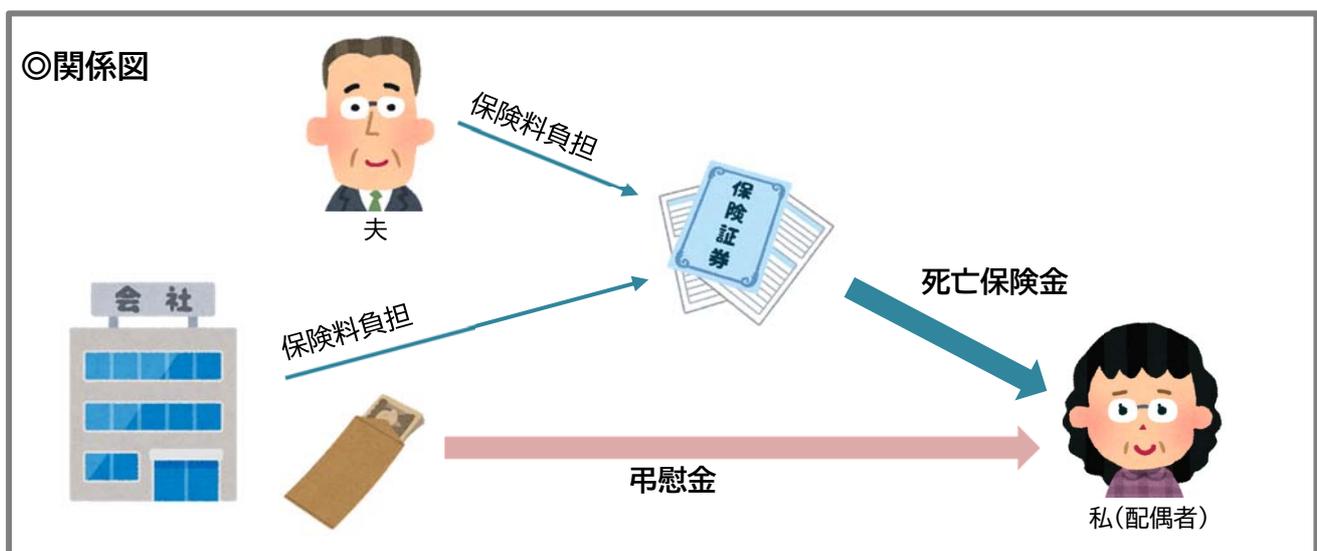
保険種類 : 団体定期保険  
 契約者 : 会社  
 被保険者 : 夫  
 保険料負担者 : 会社+夫  
 死亡保険金受取人 : 配偶者(私)

会社が保険料を負担していた部分にあたる死亡保険金は、会社の規程により「退職金扱い」となることを説明を受けました。

また、これとは別に、会社から弔慰金が支払われるそうです。

これらの保険金や弔慰金の税金の扱いについて教えてください。

#### ◎関係図



### Answer

ご相談のケースでの死亡保険金や弔慰金の受け取りに係る課税関係は、まず**死亡保険金と弔慰金とに分けて考えます**。

更に、死亡保険金に係る保険料を誰が負担していたか等によって、課税関係は異なります。

具体的な税務上の取扱いは、次ページにてご確認ください。

## 死亡保険金(会社負担分)

まず、会社が保険料を負担していた部分に対応する死亡保険金について解説します。

従業員が加入する生命保険の保険料を雇用主が負担していた契約において、支払われる死亡保険金は退職手当金等として扱う旨が会社で定められている場合は、相続人が受け取る死亡保険金は退職手当金として扱われます。

退職手当金は、みなし相続財産として相続税の対象になります。このとき、相続人が受け取る退職手当金は

### 「500万円×法定相続人の数」

を限度に非課税の適用を受けることができます。この場合、非課税の額を計算する上での“法定相続人の数”とは、相続の放棄があった場合にはその放棄がなかったものとした場合の相続人の数を指します。これは、後述の死亡保険金に係る非課税の額を計算する際も同様です。

なお、同じように雇用主が保険料を負担していた生命保険で、今回のケースと異なり、会社が退職金として支給する取り決めがない場合は、保険料は従業員が負担したものとみなし、次に説明するご主人様負担分と同様、生命保険として扱われます。

## 死亡保険金(ご主人様負担分)

次に、ご主人様が保険料を負担していた上乗せ部分の死亡保険金についてです。

ご主人様本人が保険料を負担していた部分から支払われる死亡保険金は、個人が契約する生命保険と同様に、保険料負担者、被保険者、死亡保険金受取人の関係をもとに税務の扱いを判断します。

ご相談のケースでは、保険料負担者と被保険者が共にご主人様であるため、支払われる死亡保険金はみなし相続財産として相続税の対象となります。

また、相続人が受け取る死亡保険金は

### 「500万円×法定相続人の数」

を限度額として非課税の適用を受けることができます。

この非課税枠は、前述の退職金の非課税枠とは別に適用されます。

## 会社から支払われる弔慰金

最後に、死亡保険金とは別に会社から支払われる弔慰金についてです。

下記の金額までは相続税の対象となりませんが、**超える部分は退職手当金等として相続税の対象**となります。

### 被相続人の死亡が業務上の死亡であるとき

被相続人の死亡当時の普通給与<sup>※</sup>の3年分に相当する額

### 被相続人の死亡が業務上の死亡でないとき

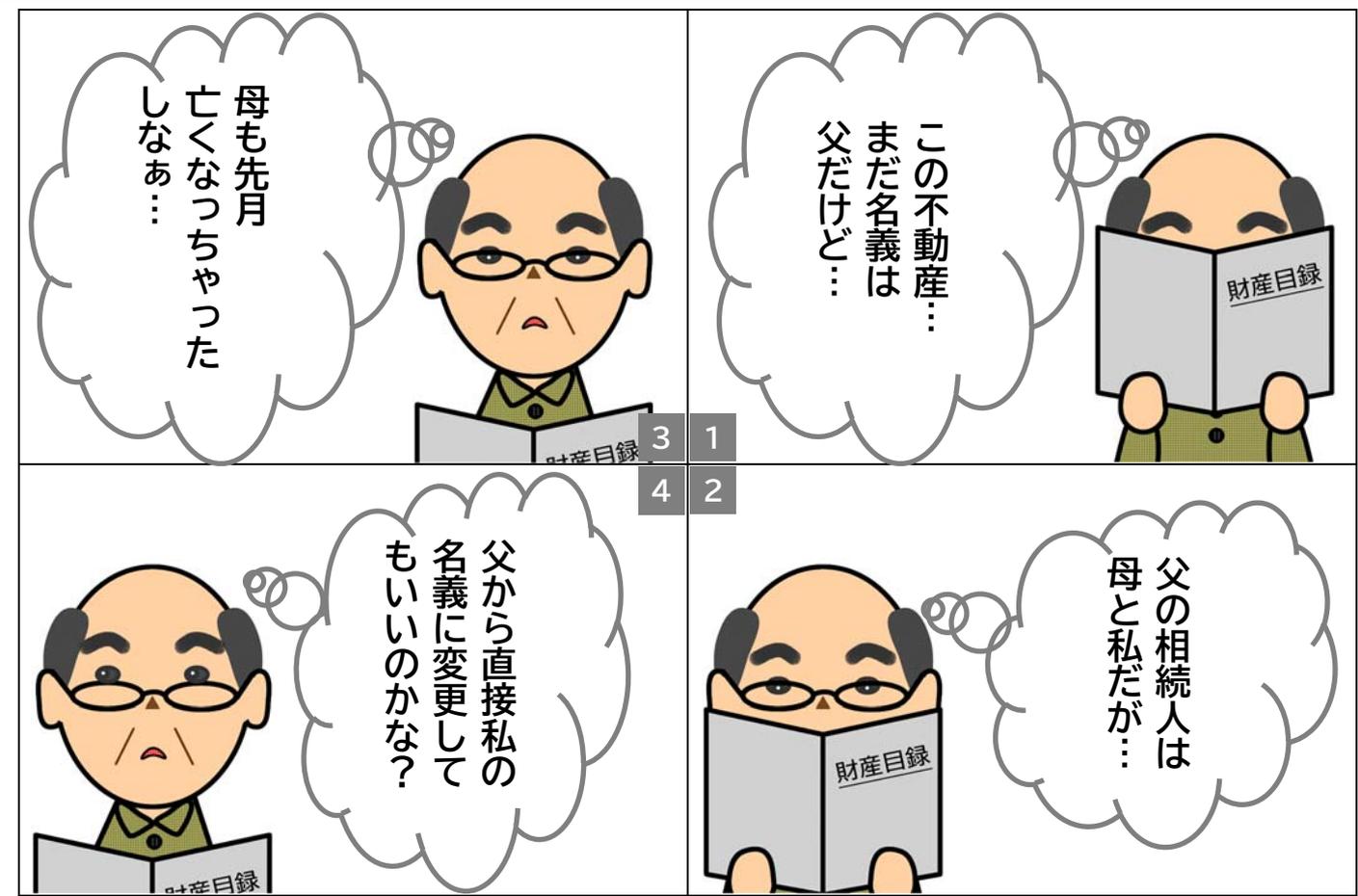
被相続人の死亡当時の普通給与<sup>※</sup>の半年分に相当する額

※ 普通給与＝俸給、給料、賃金、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務地手当などの合計額

ここまでで解説した死亡保険金、弔慰金に加え、ご主人様が所有していた財産総額によって相続税が発生するか否か、および税額も変わります。相続税に関する不明な点は、お気軽に当事務所までご相談ください。

# 遺産分割協議中に相続人が他界。不動産登記はどうなる？

遺産分割協議中に相続人の一人が亡くなり、新たな相続が発生した場合、遺産分割はどうなるのでしょうか。不動産登記に係る注意点について、事例を通じて解説します。



## ケーススタディー

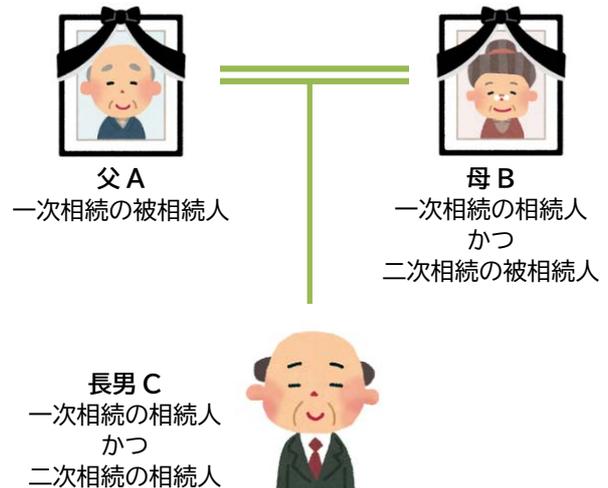
父 A が亡くなりました。相続人は、母 B と私 C(長男)の 2 名です。父の遺産には、不動産も含まれています。

母 B と遺産分割協議を行っていたところ、まとまらないうちに、今度は母も他界してしまいました。母の相続人は私 C 一人です。

この事例の場合、父 A の相続（一次相続）にあたり、長男 C が母 B の代理として遺産分割協議を行うと、結果的に長男 C が単独で自

由に遺産分割できてしまうこととなります。また、父 A の遺産には不動産がありますが、所有権の移転登記も必要です。

注意点を順にみていきましょう。



## 相続人が一人なら、そのまま承継可

相続が発生し、遺産分割未了の間にその相続人に更に相続が生じてしまうことを、「数次相続」ないし「再転相続」といいます。

事例では、一次相続に関する遺産分割が未了のうちに、相続人の一人であるBが亡くなり、新たにBの相続（二次相続）が開始しています。

今回のケースは、二次相続において、Bの相続人はCだけです。よって結果的に、父Aの遺産も母Bの遺産も、Cのみが相続することになります。このとき、Bの「Aの相続人としてのBの権利」も、Bの相続財産の一つとして、Cが承継します。このこと自体には、何ら問題はありません。自然な帰結と考えられています。

## 直接Cの所有にしても良い？

ただし、Aの相続財産に不動産がある場合には、実質C一人による遺産分割協議が認められるか否かが、不動産登記の段階で問題となります。

具体的には、本来Bが相続するはずだったAの相続財産をCが取得することについて、

- Cが直接取得したとするのか
- Bを経由してCが取得したとするのか

という点で、配慮を要します。

従前は、特に遺産における不動産登記の手続きや登録免許税について、一つの間省略登記の方法として、最終の相続人1名による遺産分割協議が、登記実務上も認められていました。

ところが数年前、次の取扱いが法務局の見解として発出されています。

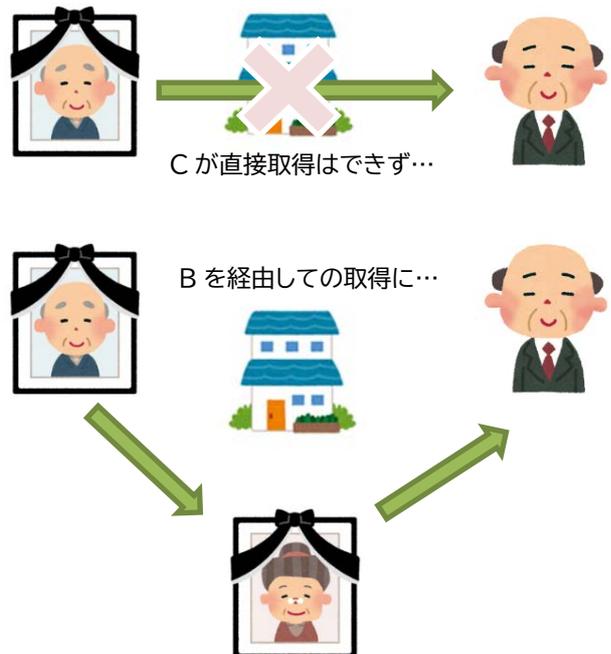
Aの死亡により、Aの配偶者BとABの子Cが共同相続人となったが、相続登記未了の間にBが死亡した場合において、AからCに相続を原因とする所有権の移転の登記を申請するためには、Cを相続人とする遺産分割協議書又はBの特別受益証明書等を提供する必要があり、これらの提供がない場合には、まず、BCへの相続を原因とする所有権の移転の登記を申請した上でBの持分についてCへ相続を原因とする移転の登記をすべきである

登記研究 758号 p. 171

登記研究 759号 p. 113

つまり、**最終相続人1名での遺産分割協議は認めず**、「母Bが相続分に応じてAより相続したものを、Cが相続する」という**段階的な相続形態が求められること**となった、ということです。

### 母Bの相続分の登記が必要



この事例のように、Aの遺産分割に不動産がある場合には、「登記に関しては自由に分割できるというわけではない」ということに、ご注意ください。

## 出資している会社保有の不動産は相続財産？

被相続人が出資していた法人の株式や、その法人が所有する不動産は、相続にあたりどのように取り扱われるのでしょうか。事例を通して解説します。

### ケーススタディー

父が一人で経営している法人(株式会社)がありますが、ほとんど業務を行っておらず、休眠に近い状態です。

将来、父が亡くなった場合、その法人を引き継ぐ考えはなく、清算する予定で、その際、法人が所有している不動産は売却する予定です。

父が所有する株式や、法人が所有する不動産は、相続人に自動的に相続されるのでしょうか？

### 株式は相続財産、会社所有の不動産は相続財産の範囲外

法人への出資に対する株式は、お父様の相続財産となりますので、相続人へ相続されることとなります。一方で、当該法人が所有している不動産は、お父様の相続財産とはならないため、相続はされません。

### 相続の対象になるもの、ならないもの

相続の対象となるのは、被相続人の財産です。

今回のケースでは、被相続人が所有していた法人の株式は、相続財産として相続の対象になります。一方で、**法人の所有不動産は、法人の財産であり、被相続人の財産ではありません。**よって、相続の対象とはならず、相続人が相続することはありません。

なお、法人の経営者としての取締役の地位も、相続財産にはならず、相続の対象にはなりません。取締役は法人との委任契約により法人を運営しています。この委任契約は受任者の死亡により自動的に終了し、相続されません。今回の事例においては、被相続人が死亡した段階で、当該法人は取締役不在の状態となります。

法人の株式



相続財産である

法人の所有物



相続財産ではない

取締役の地位



相続財産ではない

## 法人が不動産を売却するには

法人の所有不動産の売却は、取締役が判断して行う事項です。相続人が自由に意思決定することはできません。

しかし、今回のケースでは、法人を清算する予定ですので、相続人が清算人になることで、法人の意思決定が可能となります。

法人の所有不動産を売却する際の主な流れは、以下のとおりです。

### step1

法人の株式を相続し、相続人が法人の株主になる

### step2

株主総会で法人の清算と清算人を決定 → 法人登記を行う

### step3

清算人が法人の所有不動産を売却



### step4

清算手続き終了 → 株主(相続人)に残余財産を分配

なお、通常は上記の他に、法人の債権債務整理等の細かな諸手続きが必要になります。

## 法人を清算する場合の注意点

上記の流れの中で、step3の「不動産の売却」やstep4の「残余財産の分配」の段階で、重い税負担が生じる可能性がありますので、注意が必要です。

また、相続人が複数の場合は、法人清算や不動産売却に反対する相続人がいる等、簡単に意思決定できないこともあります。

法人の方向性については、お父様のご存命中に清算されるか、相続人の中で共通認識を持って予め決めておかれる等、備えをされておくとよいでしょう。



法人清算等の税制に関しては、お気軽に当事務所へご相談ください。

## 低栄養にならないバラエティにとんだ食生活を

年齢を重ねると、知らず知らずのうちに食事の量が減ってしまっていることも…！ 現代の日本とは一見無縁に見える「低栄養」が今、高齢者を中心に問題となっています。

### 低栄養ってどんな状態？

低栄養とは、食事量が減ることで“身体を動かすエネルギー、健康維持に必要な栄養素”が不足している状態です。ご高齢の場合は、若い頃に比べて消化機能が弱ってきたり、咀嚼しにくかったり、食べることに興味がなくなったりすることから、低栄養に陥りやすくなります。

低栄養になると、「体重の減少」をはじめ、「皮膚の炎症」「運動能力の低下」「免疫力の低下」等、さまざまな不調がでてきます。また、食べる量が減って栄養が低下すると、身体の筋肉や脂質を分解して使うため、体内で不足し、機能低下につながります。

数週間で体重が減った時は要注意。なかなか体重が戻らない時は、受診も検討しましょう。

### 低栄養になってしまったら？

「きちんと食べること」が治療です。栄養価の高いものをバランスよく摂取してください。

#### 1. 量が食べられない時は

たくさん食べられない場合は、品数は減らして栄養素を高めるのがポイント。例えば、おかゆに野菜や卵を入れたり、丼ものや鍋ものには野菜や肉など食材の数を多めにしたり、一品ものでも栄養がたっぷり摂れるようにします。カレーやシチューなども肉はミンチにして食べやすくし、チーズやヨーグルトを加えて栄養をアップさせましょう。

#### 2. 噛み合わせを見直す

歯科医師に相談し、噛み合わせや義歯に不具合がないか確認してもらいましょう。噛む力が弱まっている時は、なるべくやわらかく煮たものや栄養ドリンクなどを摂るようにします。コーヒーや抹茶など、さまざまな味のあるプロテインドリンクもおすすめです。

#### 3. 誰かと一緒に食べる機会を

1人暮らしの方などが毎日1人で食事をしていると、いつも似たようなメニューになるものです。時にはデイサービスや地域支援事業などを利用して、誰かと一緒に食事をする機会をつくり、いろいろなものを食べるようにしましょう。皆で楽しく食べることが食欲アップにもつながります。



#### 4. 市販の食品を上手く活用する

料理を作るのが面倒で1日3食摂るのが難しい場合は、手作りにこだわらず、市販の食品も用意しておきましょう。ヨーグルトやチーズ、ハチミツ、豆腐、納豆など栄養価の高いものの他、魚の缶詰やレトルト食品、冷凍の果物・野菜などがあると便利です。手間をかけずにバラエティに富んだメニューになることが低栄養の改善になります。

体重や病気が心配だからと、ヘルシーすぎていないか、改めてご自分の食生活を振り返ってみましょう。手間をかけることも素敵ですが、面倒ならコンビニで買ったり、誰かに頼んだりしても大丈夫。好きなもの、美味しそうだと思うものを食べて、毎日イキイキとお過ごしください。